

ネパールの民法支援に関する現地の活動

国際協力部調査員・弁護士

磯井美葉

1 法整備支援アドバイザーの業務

本稿では、ネパールの法・司法・議会省（以下「法・司法省」）に対する独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」）の法整備支援アドバイザーとして、カトマンズに赴任した2021年3月から2024年3月までの3年間の活動のうち、特にネパール2017年民法の普及、及び将来の民法改正に向けた議論の促進に関する活動を中心に、振り返る。

なお、当職の派遣は、JICAの技術協力のうち、アドバイザー型専門家と呼ばれるもので、技術協力プロジェクトではないため、先方政府との間でプロジェクトデザイン表（PDM）の合意は行われていないが、以下の業務内容が盛り込まれていた。すなわち、①民法の理解促進及び普及のための先方政府の活動の促進、②将来の民法改正に向けた運用上の課題に関する議論のサポートと情報収集、③調停制度の現状についての情報収集である。

③については本稿では詳述しないが、これが含まれていたのは以下の背景による。1つは、JICAがそれまでもコミュニティ調停プロジェクトフェーズ1（2010－2014）及びフェーズ2（2015－2018）を通じて、住民レベルの日常的な紛争を司法外で解決する仕組みづくりを支援してきたこと、もう1つは、裁判所能力強化プロジェクト（2013－2018）では裁判所における調停の利用促進を1つの柱として、人材育成や調停室などの支援をしてきたことである。そして3つめとして、2015年の新憲法で連邦制が採用され、一番下のレベルの市・村において「司法委員会」（Judicial Committee）が導入されたことである。司法委員会は、副市長を中心とした3名の委員が、地方政府運営法47条にもとづき、住民間の紛争を調停または裁決によって解決するが、委員は基本的に政治家で、調停や法律の知見が十分とは言えず、加えてネパールでは、ヒマラヤ山脈と低地のジャングルを含む地理的条件から、地域格差が大きいため、制度の適切な運用が懸念されていた。任期中に、限られた範囲であるが司法委員会の訪問調査を行ったところ、地域差もあるが、市・村ごとの工夫もあり、少しずつ運用されつつある、とだけ記しておく。

2 民法の普及及び理解促進に関する支援

(1) 背景

当職が現地で従事した民法の普及に関する支援は、2009年に開始した民法起草

支援に続くものである。ネパールでは、1853年¹に制定された「ムルキアイン」(Muluki Ain、「国民法」と訳される)を、民法・刑法・訴訟法に分割・整理して近代化を図ることとなり、その中の民法については、ほかならぬ日本にアドバイスを受けたという要望が出された。120年以上民法を運用し、経済発展を遂げた日本に、民事法の運用を学びたいということに加え、日本が大陸法、シビル・ローをベースにしつつ、英米の影響も受けていることが、同じくムルキアインという大きな成文法典を持ちつつ、インド・イギリスの法制度の影響を強く受けているネパールの状況に通じると考えられたからである。

この要望を受け、2009年、民事法起草改善タスクフォースのメンバーを主な対象としたJICAの国別研修が始まり、日本国内にも、対応するアドバイザリーグループ²が設置された。翌2010年から、現地に法整備支援アドバイザーとして長期専門家が派遣され³、当職は5代目にあたる。

民法を含む基本5法(民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、刑事犯罪の量刑及び執行に関する法律)は2017年に成立し、2018年から施行された。これを受け、前任者である石崎明人専門家⁴に続いて、成立した民法の普及を支援してきた。

(2) 逐条解説(ネパール版「注釈民法」)

まず、主に法律家向けの民法普及・理解促進のための活動として、逐条解説の作成支援がある。ネパールで主に裁判官向けの研修を担う国家司法学院(NJA)と協働し、第一弾として、民法の家族法部分(第3編)のリソース・マテリアル(逐条解説)暫定版が、2024年4月にオンラインで公開された。

しかし、ここに至るまでには長年の紆余曲折があった。

(i) 赴任前後の経緯

そもそも、JICAでは、2012年ごろにも民法の逐条解説書(Explanatory Note)の支援をしたことがあった。これは、2011年2月に制憲議会に民法草案が提出された後、議会向けの説明資料として条文ごとの解説が必要だということになり、起草支援に引き続いて、2012年から2013年にわたり支援したものである。支援を始めるにあたり、関係者の間では、法案が成立したあかつきには完成したExplanatory Noteを改訂し、運用のための解説書を作成することが想定されていた。

しかし、民法が成立した2018年当時、法・司法省内では、法案が成立して法

¹ 1854年とする史料もある。なお、ネパールは独自のビクラム暦を採用しており、新年は西暦の4月中旬から始まるため、西暦2024年は2080年と2081年にまたがっている。

² JICAがネパール民法の支援のために2009年の起草開始時から委嘱し、名称などは若干変わりつつ、2024年3月まで継続した。委員は、松尾弘慶應義塾大学教授、南方暁新潟大学名誉教授、木原浩之亜細亜大学教授と、ICDのネパール担当教官等である。

³ これまでに民法の制定と普及に関する支援を業務内容として派遣された長期専門家は、順に平井克宗(2010-2013)、杜本洋典(2013-2015)、長尾貴子(2015-2017)、石崎明人(2017-2019)(いずれも弁護士)である。

⁴ 石崎専門家のもとでは、法・司法省を支援して、民法の条文冊子および簡易な解説書を出版し、法・司法省のウェブサイトで公開されている民法の英訳を作成するとともに、弁護士会等の関係機関と協働して民法普及セミナーを実施した。

律となったものについて、行政府である省庁が解説書を作成・発行することに反対する意見が優勢で、前任者の任期中にはこの活動は進まなかった。加えて、当時、議会などで、立法や司法の分野で海外からの支援を受けることに対して批判が出ていたことも影響しているかもしれない。

他方、実務の現場では、民法解説書自体のニーズは非常に高まっており、そのことを示すような事件も起きていた。前述の Explanatory Note の原稿がほぼ未加工のまま、特定の個人名義で私的に出版され、有償販売されていたことが2019年に判明したのである。こちらは、法・司法省が発行元に抗議し、出版・頒布は取りやめとなった。

また、最高裁の事務部門の高官からは、過去の Explanatory Note が、現行法と異なる草案段階の解説であるにもかかわらず、内部用の参考資料として事実上使われている、という話も聞いた。2022年前半、弁護士や大学教授など10名ほどのインタビューを行ったときも、解釈があいまいで人によって異なるため困っている、解説書が必要だ、という声が非常に多く聞かれ、中にはこちらが質問する前にそのニーズに言及する人もいた。

当職の赴任は、コロナ禍で1年ほど遅れ、2021年3月末となったが、その後、あらためて前述のようなニーズを確認し、活動が可能か否か、進めるならどの機関を協力機関とするのが良いかを検討した。法・司法省、最高裁、国家司法学院などが候補であったが、結局、このときの法・司法省の担当局長（Joint Secretary）が前向きであったことなどから、同省による出版を想定して、調整を進めた。ところが、具体的な活動を進める覚書の確認の段階になって、新しく着任した司法大臣が、法・司法省が民法の解説書を出すことに明確に反対し、結局同省との協働は難しくなってしまった。このようにまとめて書くと、「協働相手を再検討し、法・司法省と調整したが、結局不調に終わった」というだけのことだが、この間、詳細は省くものの、日本側との調整と現地ニーズの再確認が2022年4月ごろ、法・司法省との覚書の確認が翌5月、その直後に新大臣の反対があり、その後大臣の任期満了（この大臣は国会議員ではなかったため憲法上任期が6か月に限定されていた）や関係高官の交代も経て、国家司法学院と協議を始めたのが同年12月、同学院と正式に合意ができたのは2023年7月と、2年3か月あまりかかったのである。

(ii) 法令解説書の発行に関する事情

前述のとおり、法・司法省をはじめ関係者の間では、解説書の作成について賛成、反対のさまざまな意見があった。

反対論は、行政官庁である法・司法省は、司法権を担う裁判所を拘束するともとられかねない法律の解説書など出すべきではない、というものであった。一理あるといえる一方、積極的な賛成論もあり、法・司法省は、草案の起草を担当し、今後の運用も担う管轄省庁として、条文の内容と意図を説明すべきであり、そのことは

特段司法権を拘束することにはならない、というものである。

ところで、日本では、『注釈民法』もまさにそうだが、多種多様な法令の解説書が、個人や私的研究会その他の名義で、民間出版社から出版されている。信頼度や権威の度合いもさまざまだが、結局のところ、それら書籍の内容は執筆者の個人的な意見であると説明できる。しかし、JICAの援助案件では、直接支援・協力する相手は原則として政府やこれに準ずる公的機関であることが求められるため、民間の出版社を通じて解説書作成を支援することは容易ではない。一方、国家機関の出版物となれば、特に情報の限られた途上国では、誰がどのように執筆したとしても、発行機関の公式見解と受け取られる危険があり、そのような観点でも慎重論が出ることもある。内部的な業務資料なら問題は生じないが、広く一般市民にも活用され得る法令解説では、このようなジレンマがときどき起こり得る。

しかし同時に、途上国では、まとまった執筆ができる人材の不足、研究会などの枠組みもほとんど形成されていないこと、出版市場の規模の小ささなどから、充実した内容の書籍出版は難しい場合が多い。だからこそ法整備支援の活動でも、法令の解説書作成を支援した例はこれまでに各国にあり、法令の適切な運用のために果たす意義は大きい。

ネパールの民法逐条解説書は、結局、法・司法省の了解も得たうえで、2022年末ごろから国家司法学院と協議を始め、同学院の発行する裁判官向けの研修機関の参考資料（リソースマテリアル）というかたちで作成することとなった。同学院は、主に裁判官向けの研修や調査研究を業務内容としており、司法機関の一種と認識されているため、「行政府が権限を越えて法令の解釈をしている」との批判も避けることができる。また、これまでにさまざまな出版物を発行しており、出版物に執筆者名を明記しつつ、「書籍の内容は執筆者個人の見解であって、特定の組織の見解ではない」と注意書きを入れる慣行も定着していた。

参考までに、ネパールでは、法律書を出す民間出版社もそれなりに存在しており、弁護士の話によれば、訴訟活動で文献を参照・引用する習慣もある。新民法に関する出版物について、アシスタントのネパール人弁護士アマン・マハルジャン氏に調べてもらったところ、前述した「海賊版」はさておくとして、2022年当時、刑法と合わせておおまかな紹介をした書籍が2種類^{5 6}見つかった。また、国家司法学院も、民法に関する論稿集を2種⁷出していた。ただし、条文内容の体系的な解説書と呼べるものは存在しなかった。

(iii) 作成プロセス

諸々の調整を経て、執筆者の選定が行われたのは2023年7月であった。民法

⁵ “*Muluki dewani tatha faujdari sanghitaharu*” (Muluki Civil and Criminal Codes with Commentary), Shyam Kumar Bhattraai 著、Sopan Mashik 社・Makalu Publication 社頒布、出版年不明。

⁶ “*Muluki Samhita: Ek tippani*” (National Codes: A commentary), Rabin Subedi 著、Rastriya Suchana Manch 社、2022年。なお、著者は元JICA法整備支援アドバイザーのアシスタントコンサルタントであった弁護士。

⁷ “Special Issues on Contract and Tort law - Part1 and 2” 及び “Resource Material on the Civil and Penal Code 2075 – Part1 and 2”、ネパール国家司法学院、2021年、いずれも原題及び本文はネパール語。

全6編721条のうち、家族法（第3編）の184条分について、かなり急いだ計画を立てて作成することとした。家族法編は11章に分かれるが、それらを①婚姻（第1章・第2章）、離婚（第3章）、②親子（第4章・第5章）、③後見（第6章）、保佐⁸（第7章）、④養子（第8章）、国際養子縁組（第9章）、⑤家族財産分割（第10章）、相続（第11章）の5部に分け、5名で分担して執筆してもらった。

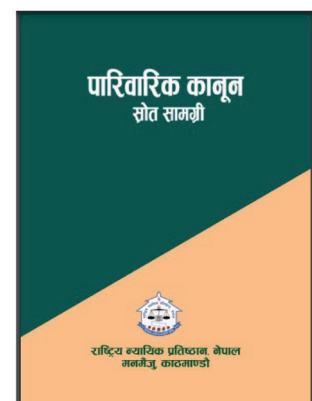
執筆者は、国家司法学院側で設置した諮問委員会（Advisory Board）⁹のメンバーが検討して選考し、現役および退職直後の裁判官から5名を任命した。諮問委員会では、個々の裁判官のそれまでの実績を踏まえたかなり突っ込んだ検討が行われた。

執筆者には通例に従い、時間外労働の謝金を支払うこととし、実際にはJICAが援助機関として各執筆者と契約してこれを負担した。

ドラフトは、できあがったところからどんどん英訳し、日本のアドバイザーグループの先生方と当職及びアマン・マハルジャン弁護士で内容を検討した。特に、家族法ご担当の南方暁教授には、膨大なドラフトの全体について、さまざまな質問やコメントをして頂いた。2023年12月28日、29日には、5名の執筆者及び国家司法学院スタッフらとともに、ドラフト検討会議も開催し、松尾弘教授と南方暁教授、ICD及びJICA本部からも出張して頂いた。

2024年1月には、ドラフトの改訂と再英訳、再コメントを経て、ドラフトを仮確定させ、NJAの諮問委員会に諮った。執筆者によって書きぶりが異なるのを揃えるべきなど、さまざまな意見が出たが、まずは形式面を整えて、国家司法学院のウェブサイトで、暫定版として公開されることとなった¹⁰。内容は非常に有益だというのが一致した意見であった。

解説の内容は、執筆者によって濃淡もあるが、旧法（ムルキアイン）時代からの解釈や最高裁の判決、執筆者らの裁判官としての旧法及び新法施行後の経験を踏まえた実用的なものである。今後の民法の解釈運用に関する一定の基準点を明確にしたものとして、大きな意義があると思う。また、後述するとおり、民法については、



ネパール民法（家族法）
逐条解説書の表紙

⁸ 便宜上ここでは後見・保佐としているが、ネパールの guardianship と curatorship は、日本の後見・保佐とはかなり設計が異なるので、この訳語はあまり適切とは言えない。

⁹ メンバーは最高裁の事務局次長、法・司法省の担当局長、司法評議会の次官、検察庁の筆頭次長検事、ネパール弁護士会の事務総長と、法曹各者の高官に加え、国家司法学院の学院長と副学院長である。

¹⁰ ネパール国家司法学院のサイトでは以下に掲載されている。

https://www.njanepal.org.np/public/reports/24050613333-%E0%A4%AA%E0%A4%BE%E0%A4%B0%E0%A4%BF%E0%A4%B5%E0%A4%BE%E0%A4%B0%E0%A4%BF%E0%A4%95%20%E0%A4%95%E0%A4%BE%E0%A4%A8%E0%A5%82%E0%A4%A8_merged_.pdf (<https://www.njanepal.org.np/reports/resource-materials> のページから、タイトル“पारिवारिक कानून स्रोत सामग्री”で開くこともできる。)

ネパール語だが、JICAのウェブサイトにも掲載されている。

https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/nepal/_icsFiles/afieldfile/2024/07/03/familylawofcivilcodeofnepal.pdf 「JICA法整備支援ポータルサイト」で検索し、「ネパール」のページの中ほどにある。

将来さらに改正を加えるべき点の議論もあるが、その議論のベースラインとしても、このような共通のよりどころの存在は重要である。

当職の任期満了後、ネパールに対する法整備支援は一時停止の状態となっているが、ネパール側から、民法の残りの部分の逐条解説も作成したいので支援してほしいという声が出ており、いずれ民法全体をカバーした逐条解説書ができることを期待している。

(3) 民法リーフレットの作成

もう一つの普及活動として、特に、一般市民や、行政の現場の業務に従事する公務員等に向けた民法リーフレットの作成支援がある。できあがったリーフレットは、A4両面を2つ折りにしたものが合計8種類と、それ自体は大きなものではないが、こちらもちまた、発案から形になるまで、前任者の時代から足かけ5年がかかった。

(i) 作成プロセス

民法を普及させるリーフレット作成のアイデアは、2017年10月の民法成立直後からあり、前任の石崎専門家も、法・司法省内の Law Books Management Board という部署とさまざまな調整をされていた。アドバイザーグループの先生方にサンプル案を作ってもらって、現地側に提案したり、現地でワーキンググループを作って進めてもらったりしたが、法・司法省側の作業が遅々として進まないまま、2019年8月、前任の石崎専門家の任期が満了してしまった。

そこで、大学の法学部に協力してもらい、インターンシップのような形で、学生のチームにリーフレットの案をドラフトしてもらうこととした。当職は、現地の長期専門家が不在であった2019年12月に、JICA国際協力専門員として現地に出張する機会があったが、その際、トリブバン大学 (Nepal Law Campus)、プルバンチャル大学 (Kathmandu School of Law)、ナショナル・ロー・カレッジの3つの大学に協力を依頼し、手を挙げてくれた学生のチームに、不法行為、財産法（生活に密着したものとして、ハウズレントを選んだ¹¹）、家族法の3つのテーマを割り当て、内容をドラフトしてもらった。法・司法省の職員よりも市民に近い感覚で活動を前進させることができ、学生にとっても良い勉強の機会になると考えた。

具体的な活動を進めようとしていた矢先、新型コロナの流行があり、当初2020年5月を想定していた当職の赴任も延期となり、現地との行き来もできなくなってしまったが、学生チームはそれぞれ、構成やデザインも考えて、熱心にドラフトを作ってくれた。

当初、第一弾として作成するリーフレットの数3点と想定していたが、家族法を担当したチームが3つのドラフトを用意してくれたため、全部採用した。内容が

¹¹ ネパール民法の章立ての中では、ハウズレントは契約法（第5編）ではなく、財産法（第4編）に含まれている。家屋賃借権の制度で、第5編にあるリース契約との区別が理論的には不明確だが、ネパールの実務では、居住用の賃貸借がハウズレント、事業用の賃貸借がリース契約と区別されているようである。

広範・複雑で説明文の長いものを分割し、第一弾のリーフレットは7種類となった。①婚姻・離婚、②親子・養子、③後見・保佐¹²、④家族財産分割・相続、⑤ハウスレント（その1）、⑥ハウスレント（その2）、⑦不法行為である。これに、民法そのものを紹介したリーフレットを加えて8種類とした。

学生チームとイラストレーターへの依頼にあたっては、ジェンダーと民族の平等にも配慮をお願いし、各段階で日本のアドバイザリーグループの先生方のコメントも頂いた。また、当然ながら、解説文及びイラストには、法・司法省の担当局長を含め、複数の職員のチェックを経た。しかし、これ自体もなかなか時間のかかるプロセスであった。特に、最終段階で、解説文にネパール語の専門家の校閲を入れるべきとの意見が出てその通りにしたが、その時点で多くの修正が入ったのには驚いた。ネパール語の正しい表記法は、大学の法学部生のドラフトをベースに、中央省庁しかも法・司法省の職員がチェックしても難しいもののようである。

説明の内容は、英訳を見たかぎりでは、やはり条文の内容紹介が中心で、市民の生活上の疑問に答えるようなこなれたものとはいえないが、そもそも条文の解釈が明確でない部分もあり、条文の表現をあまり離れることも難しかったため、第一弾はまず出してみることにした。

イラストレーターは、3名の候補者から、サンプルイラストと価格などで、審査員4名の点数方式で決定し、親しみやすく明るい雰囲気イラストをつけてくれた。

7種2万2千枚の印刷が終わったのは、2023年3月である¹³。



ネパール民法リーフレット

¹² 注8参照。

¹³ 民法そのものを紹介する8番目のリーフレットは、少し遅れて作成を始めたため、21000部を2023年7月に印刷した。

(ii) 全国への郵送配布

リーフレットは、法・司法省のウェブサイト¹⁴にデータを掲載するとともに、全国の市・村（Municipality）レベルと、その下部にある区（Ward）レベルに2部ずつ、ウェブサイトの案内とともに配布することとした。

市・村は、新憲法で導入された連邦制の3階層の一番下のレベルであり、全国に753ある。各市や村の下にある区の数合計すると全国で6743ある。高い山々も多く、交通や通信のインフラが整備されていないネパールで、全国に届けることは容易ではないが、一応郵便制度があるので、市・村レベルにまとめて郵送し、そこから先は、管轄下の区の数リーフレットを同梱して、市・村から配布してもらうこととした¹⁵。郵便は配達のお知らせを書留のような形で発送し、市・村レベルまでは概ね届けられたようである。

このとき、法・司法省から連邦省に依頼状を出し、連邦省から全国の市・村に対する案内状を出してもらって、そのコピーを753通に同封したが、この過程にも数か月がかかり、リーフレットの発送は2023年10月となった。

(iii) その他の場面での配布と反響

リーフレットは、関係機関の訪問や地方の調査出張のときなどに持参して配布し、また、オフィスに来訪する人にも渡した。このようなイラスト入りの法律解説がこれまであまりなかったせいか、各所で好意的に受け取ってもらった。特に印象的だったのは、当職の現地オフィスの貸主¹⁶のスタッフが、賃料の回収に来たときに見て気に入ってくれ、自分の故郷に持って帰りたいと言って、まだ若い女性ながら、重たい光沢紙のリーフレット50部7種の合計350部を、遠い村¹⁷まで持っていったことである。

また、法・司法省のウェブサイトに載ったデータは、当職らの全く知らないところで、Facebookの複数のグループでシェアされた。それを見て事務所にリーフレットを取りに来てくれた地方の弁護士も何人かいた。

カトマンズ郊外のハイスクール¹⁸でも、9年生・10年生（日本の中学3年生と高校1年生に相当）約70名に向けて、「Know Your Law」というプログラムを行い、アマン・マハルジャン弁護士のネパール語の講義とともに、リーフレットを配布した。

¹⁴ ネパール法・司法省ウェブサイト

<https://www.moljpa.gov.np/category/%e0%a4%aa%e0%a5%8d%e0%a4%b0%e0%a4%95%e0%a4%bc%e0%a4%b6%e0%a4%a8/>
なお、JICAの法整備支援ポータルサイトにも各リーフレットのデータと英訳が掲載されている。
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/nepal/leaflet/index.html>

¹⁵ 政府の郵便物でも割引もなく、JICAの予算から支援して発送したが、梱包と郵便代で60万ルピー以上（60万円以上）かった。

¹⁶ ネパールの法整備支援オフィスは、2015年の震災までは最高裁の中に一室をもらっていたが、震災後は政府機関内に場所をもらえず、民間の賃貸ビルに入居していた。

¹⁷ ネパール東部、コシ州テラトゥム（Tehrathum）郡ミヤンルン（Myanglung）村。バスを乗り継いで3日ほどかけて行く。なお、この人はリンブー族の女性である。

¹⁸ ミラン・ダルマスタリ（Milan Dharmasthali）学校。この学校には、設備や奨学金など、日本の支援も入っていたご縁でご紹介があった。

本来は、法・司法省でも、地方で法普及プログラムなどを実施するときに配布する予定だったが、2023年はネパール政府の財政難により、地方出張を伴う政府イベントは中止されており、任期中に配布してもらうことはできなかった。また、法・司法省内では、総論では皆「必要だ、ぜひやろう」と前向きで、担当の Joint Secretary も会うたびに「重要なタスクだ」と言ってくれたが、部下に指示を出した後の具体的な作業はなかなか進まず、活用についてもほとんどオーナーシップが感じられないのは懸念点である。まだ省内には5000部近いストックが残っているはずなので、今後活用してもらうため、引き続き法・司法省担当者に働きかけている。

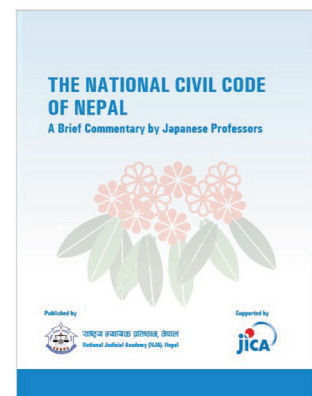
(4) 日本のアドバイザーグループの先生方による民法概説（英文）

民法が成立したところで、2009年からネパール民法に助言して頂いているアドバイザーグループの先生方から、同グループとしてのネパール民法の解説書を作成する案を頂いた。法整備支援によって、日本の学者との密な議論を経てできたものであり、それを日本の学者の先生方が解説することは、通常の法の内容の紹介以上の意義があるうえに、日本の法整備支援のアピールにもなる。松尾弘教授、南方暁教授、木原浩之亜細亜大学教授に、森永太郎UNAFEI所長（当時）を加えた4名の執筆による『The National Civil Code of Nepal—A Brief Commentary by Japanese Professors』が完成し、こちらも、国家司法学院の参考書として、2024年3月に書籍として出版された。

年度末（任期満了）と印刷スケジュールのにらみ合いでハラハラさせられたが、民事法起草改善タスクフォースの座長であり、元最高裁長官、元暫定政府首相のキル・ラジ・レグミ閣下にも前文を寄せて頂き、3月19日には、いささか強引ながら出版記念セミナーを行って、現地では約80名の出席を得て、執筆者の先生方全員にオンラインでスピーチを頂いた。

本来、もう少し原稿を丁寧にチェックして、図表の形式なども揃えるべきだったが、結局時間が足りず、見切り発車となったことは申し訳ないことであった。

英文書籍でもあり、ネパール人移住者の増えている日本国内でも、実務的に参考にして頂けるものと思う。電子版は、現在、JICAのウェブサイト¹⁹に掲載されており、追ってネパールの国家司法学院のウェブサイトにも掲載される予定である。



日本のアドバイザーによる
ネパール民法の英文解説書

¹⁹ 「JICA法整備支援ポータルサイト」「ネパール」ページの中ほどにファイルへのリンクがある。
https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/nepal/_icsFiles/afiedfile/2024/07/03/originalEnglishText.pdf

3 将来の民法改正に向けた議論のサポート

この活動は、ネパールの法・司法省からの「民法成立後、批判や疑問、法案審議の過程で十分盛り込めなかった規定もあるため、改正の議論を引き続き日本の先生方にサポートしてほしい」という要望に基づいて行われたもので、JICAの案件枠組みとしては、法整備支援アドバイザーの派遣とは別の、国別研修（本邦研修）として採択されているが、具体的な内容の策定や、ネパール法・司法省及び日本側の受入れ機関となる法務省との調整は、法整備支援アドバイザーの業務とされていた。

任期中、2021年度から2023年度まで、各年度1回実施した。

2021年度は、コロナ禍のため、日本に渡航することができなかったため、2022年1月31日から3月7日までの間、断続的に5回のオンラインセッションを行った。

2022年度からは日本での実施が可能となり、2022年度は2023年3月9日から18日、2023年度は2023年12月1日から13日で、いずれもICDに受け入れて頂いた。詳細はICDニュース96号及び98号にも記事がある。当職及びアマン・マハルジャン弁護士も同行して、各種訪問見学や、主にアドバイザーグループの先生方からの講義と質疑応答を行い、後述の論点を議論した。

4 ネパール民法の今後の課題

前述の各種成果品の作成過程や、3回の国別研修などを通じて、現在のネパールの民法にはいくつか今後検討すべき問題点があることが判明している。

以下に、これまで、国別研修や逐条解説書のドラフターとの会合で検討された問題点、及びネパールの法律家のインタビューで指摘された問題などから、主なものを挙げておく。本来は各先生方の講義資料や解説書へのコメントなどの記載の方が正確かつ詳細であり、網羅的なものでもないが、参考にはして頂けると思う。

(1) 家族法（民法第3編）

① 婚姻の成立時期

67条は、男女が互いに相手を夫婦と認めることで婚姻が成立するとし、特に届け出も要求されていない。宗教的な儀式を盛大に行う例が多いようだが、法的にいつ婚姻が成立したとするのか不明である。

また、74条は、子が出生したときは、父母となる男女に婚姻が成立すると規定するが、具体的に婚姻が成立するのがいつか不明確である。

76条は地方裁判所での婚姻手続きを規定するが、この婚姻が効力を生ずるのは申立ての日か、80条3項によれば、証明書発行の日か。申立ての日当事者は夫婦になることを合意しており、67条で婚姻が成立するともいえるのではないか。

② 婚姻年齢

婚姻できる年齢が70条1項(d)号で20歳とされたことについて、ネパール側で社会の実情に合わないという批判が強い。特に、成年年齢は18歳であり、身分証の取

得が16歳であること、多くの国民の最終学歴が16歳のハイスクール卒業であることとのバランスが悪いという指摘がある。

③ 重婚禁止

重婚は禁止されており、70条で独身であることが婚姻の要件とされ、72条でもすでに婚姻関係にある者の新たな婚姻は無効とされるが、すでに婚姻関係にある者が別の相手との間で子をなした場合、74条で新たな婚姻が成立するとされていることとの関係が不明である。

見合い婚において錯誤があった場合、71条、73条はその婚姻を無効にできる(取り消せる)とする。錯誤の事由について、71条2項(e)号に「すでに婚姻しているとき」があるが、70条、72条によればそもそもこの婚姻は成立せず、違反した婚姻は無効となる。この部分は、過去の婚姻歴(離婚歴)と考えるべきか。

さらに、82条(c)号は、女性について「離婚する前に新たな婚姻関係を形成したときは、前の婚姻は解消される」と規定するが、そもそもこの場合、70条、72条により後の婚姻は成立しないと考えられる。

同じく、95条(d)号は、妻からの離婚事由として、夫が別の婚姻をした場合を定めるが、70条、72条によれば別の婚姻は成立しないのではないのか。

また、209条3項は、家族財産の分割に関し、「男性に別の妻がいるとき」の2人目の妻の財産請求権について規定する。旧法時代の婚姻関係と女性の権利に配慮したものとしても、規定の仕方には検討を要する。

④ 夫婦の氏

81条は、妻は自分の親の氏、夫の氏、またはその併記を選べるとするが、夫にはこのような規定がなく、妻の氏を選ぶ権利がない。(女性が氏を変更することが前提とされている。)

⑤ 家事債務

88条は、一般的な家事に関して、夫婦は互いを代理するものとする、と定めるが、代理とする場合に法律効果が誰に発生するかが明確でない。

⑥ 後見、保佐

後見(guardian)と保佐(curator)について、制度に大きな違いがなく、153条及び154条は「後見人がいないときは保佐人をつける」とするが、それぞれどのような場面で用いられる制度なのかがわかりにくい。

また、135条及び136条によれば、後見人は、本人が行為無能力者または制限行為能力者である場合に、本人に近い順番に親族が自動的に就任する制度になっているが、行為無能力を明確に認定する制度がなく、33条は本人の精神が健全でない場合に行為無能力者とする、とするのみである。

誰がいつから後見人または保佐人に就任するかが不明確で、対外的にも示されないため、本人や第三者の権利保護が十分でない。

⑦ 家族共同財産制度

ネパールには相続とは別に、家族がいつでも家族の共同財産を分割できる制度があり、205条はその請求権者を「夫婦および父母、息子と娘」とするが、誰がどの財産に対して権利を持っているか明確でない。

伝統的には、女性は、婚姻後は自分の実家の共同財産に対して請求権がなかったところ、現在の民法では、既婚女性も未婚女性も自分の親の共同財産に対する請求権があるとされているが、そのことが周知されていない。

他方、妻は夫の家の共同財産に対して持分請求権がある一方、夫には妻の家の共同財産に対する持分請求権はないとされているが、それでよいのか。

家族共同財産の分割時期に特段の制限がないこともあり、特定の財産がすでに分割済みか否かが対外的にわかりにくく、取引安全の確保が不十分である。

206条は、家族構成員は平等に共同財産を分けるとするが、特別に財産形成に貢献した人や、別途受益のあった人について、その事情を考慮しなくてよいのか。

家族共同財産の範囲が明確でない。256条(a)号は、個人の知識、技術、努力で獲得した財産は個人財産であるとする一方、257条1項(c)号は、家族共同財産を用いた農業その他の事業で得られた財産は家族共同財産になるとする。家族共同財産を用いつつ、個人の特別な知識、技術、努力で獲得した財産はどちらになるか。

257条2項は、夫婦の得た財産は夫婦の家族共同財産であるとするが、これは誰の間で分配されるのか不明確。

99条3項は、離婚における夫婦間の家族共同財産の分割について規定するようだが、実際の離婚の場合には、夫の家の家族共同財産が妻に分割されるのみで、夫婦間の家族共同財産が明確に認識されておらず、適切に分割されていないようである。

(2) 財産法（民法第4編財産法、民法第5編債務法）

① 各種の財産権の定義と取引の安全

主に前述(1)⑥の家族共同財産制度と共通する。

② 土地利用権

352条以下の土地利用権（usufruct）は新しく導入されたが、実際のところどのような場面の利用を想定しているのか不明確である。

③ ハウスレントとリース契約

第4編第9章（383条以下）はハウスレントの制度について、第5編第12章（610条以下）はリース契約について定めるが、建物賃貸借についてどちらの規定が適用されるのか不明。なお、実務では居住用と事業用で分けられていると聞いている。

④ 時効

財産法に限らず、家族法についても、各章に訴訟提起期間の制限に関する規定があり、6か月と定められているものが多いが、短すぎないか。

なお、ネパール民事訴訟法 50 条には、当事者が詐欺などの方法で期間内に提訴できなかったり、行為が密かに行われたため状況を知り得なかった場合は、知ってから 90 日以内の訴訟提起を認めるとの規定がある。

⑤ 不法行為

不法行為法は、民法で新しくまとまって第 5 編第 17 章に整備されたが、今後解釈の整理が大いに必要とされる分野である。

(i) 刑事責任との関係

683 条は、加害行為が刑事犯罪とされる場合には不法行為責任は成立しないとする一方、14 条は、刑事手続きが開始したことをもって民事責任を免れないとしており、これらの整合的な解釈が問題となる。また、刑法でも各種犯罪行為に対する損害賠償責任が規定され、伝統的に損害賠償の問題が刑事訴訟で扱われてきたことから、現在でも、不法行為の問題は刑事責任の問題として考えられる傾向がある。

(ii) 契約責任との関係

672 条 2 項は当事者に契約的な関係がない場合に不法行為責任が成立すると規定するが、他方、537 条では、契約関係から生じた損害の賠償は、当事者が契約締結時に予測できたもののみ責任対象とされ、561 条などにも拡大損害が生じた場合の規定は存在しないため、予測不可能な拡大損害を誰がどのように賠償するか問題となる。

(iii) 使用者責任

675 条は使用者責任について規定するが、1 項では、被用者が善意で行動したことによって第三者に損害を与えた場合に使用者が責任を負うとし、2 項では、被用者が悪意または過失によって生じさせた損害は被用者が責任を負うとしており、被害者の救済という観点では十分といえない。

(iv) 共同不法行為

681 条は、複数の者の加害行為について、責任の割合に基づき、jointly and severally に責任が生じると規定するが、実務における損害賠償は、複数の加害者がそれぞれ分割された額の責任を負うにとどまり、被害者の救済という観点から十分でない。

使用者責任や他の連帯責任とも関連するが、対外的には自己の責任割合を超えた賠償責任を負い、内部的に求償するという発想があまり定着していない。

(v) 不法行為の適用範囲

ネパールでは、例えば交通事故は道路交通管理法、医療過誤などは消費者保護法によって従前処理されており、民法の不法行為法規定をどのように活用すべきかわからないという声がある。

また、公務員の行為や公的設備の管理による損害について、別途国家賠償法のようなものを制定するか、民法の規定に何らかの追加をするかが議論されている。

る。

(3) 国際私法（第6編）

ネパールの民法には国際私法規定が含まれており、これも新しく整備されたものだが、まだ国際私法についての理解が十分でない人が多いのではないかという印象を受ける。

なお、条文上の問題点としては、離婚の準拠法に関する規定が欠缺している点がある。

一方、706条は、外国の方式で行われた離婚がネパール国内で承認されることを規定する。

5 ネパール民法の今後

ネパール民法には、全体的に、一定の要件を満たすことにより特定の時点から法的効果が生じる、という視点に乏しい、総論と各論の適用関係についての認識が明確でない、手続法と実体法の区別が明確でないなどの傾向があるように見受けられる。また、特に家族法については、伝統的に女性は結婚して夫の婚家に入るものという認識から、男女平等の観点で不十分、あるいは社会が変わっていく過渡期で、整理が追いついていない規定がみられる。もちろん、社会慣習を知らない外部者として、しかも英訳条文を見ての検討による限界もあるが、ネパール側にも、自国の法制度を、国民及びネパールと関係を持つ外国人にわかりやすい法制度にしていく必要はあるだろう。また、上記4に挙げた点には、日本側が外部者だからこそ指摘できた点も多い。

インドでは、1949年に成立した憲法44条で将来の民法制定がうたわれているとされるが、いまだ実現していない。ネパール民法は、南アジア圏で最初にできた民法とされる。数年前、カンボジアで実務をしているインド人弁護士の友人に、「カンボジア民法を初めて見たとき、経済活動や市民の権利に関する規定が一つの法律にまとまっていて、非常にわかりやすいと感じた」と言われたことも思い出される。

今後、さらに民法の条文と解釈を洗練させ、国民の正当な権利を十分守れる制度を作ってもらいたいし、それに対して日本もさまざまな形で関わり、学ぶことができれば良いと願っている。